

## 不動産取得税についての説明(参考)

物件番号	FB第1001号	物件所在地	賀茂郡南伊豆町湊字池田712番1
------	----------	-------	------------------

不動産取得税は不動産売買の際の買受人や建物を建築した際の建築主に都道府県が課税する税金で、次により算出されます。

税率	<b>3%</b>	不動産取得税法による
課税標準額	不動産所在の市町村の固定資産税評価額	
2筆以上の場合の課税標準額	個々の固定資産税課税評価額の合計額	
計算方法	① 特例措置により評価額合計の二分の一の金額を求めます。 ② ①額の1,000円未満の端数金額は切り捨てます。 ③ ②の額の3%を求め、100円未満の端数金額を切り捨てた額	

[計算式]

(単有分)

**建物** (ア) 家屋固定資産税評価額の合計 円

**土地** (イ) 単有分土地固定資産税評価額の合計 41,063,305 円

(イ)の内訳 =24,044円(近傍宅地) × 1707.84㎡

(ウ) (イ) × 1/2 = 20,531,000 円 千円未満切捨て

(エ) (ウ) × 3% = 615,900 円 百円未満切り捨て

(共有分)

**土地** (オ) 共有部分土地固定資産税評価 円

(カ) 円

(キ) 円

**合計** (ク) (エ)+(キ) = **615,900 円**

申告等

不動産を取得された方は、条例により取得した日から60日以内に不動産取得に係る申告書を提出することになっています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

(提出先) 下田財務事務所課税課 〒415-0016 下田市中531-1

(下田総合庁舎3階 電話番号 0558-24-2014)